

< 說明資料 >

## ◇ 障害者自立支援法等に係る利用者負担の軽減について

- 障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしている。
  - 応能負担への第一歩として、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化。
- 施行期日(予定):平成22年4月1日
  - 関係政省令・告示は、3月下旬に改正し、公布する予定。

(参考:現行の利用者負担一覧) ※原則として費用の1割を負担。ただし、以下のとおり負担の上限額を設定。

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯) 市町村民税所得割				世帯の範囲	
		低所得1	低所得2	16万円→	28万円→	46万円→	46万円超	者	児
福祉サービス(居宅・通所) 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者	住民 基本 台帳上 の世帯
福祉サービス(居宅・通所) 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	4,600円		37,200円			
福祉サービス(入所施設等) 【障害者】	0円	個別減免 0円~15,000円	個別減免 0円~24,600円	37,200円					
福祉サービス(入所施設等) 【障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円		37,200円			
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

低所得の利用者負担を無料化

## ○ 利用者負担の軽減の具体的な内容等について

- ・ 所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料化。

- ① 障害福祉サービス(療養介護医療を除く。以下同じ。)に係る利用者負担
- ② 障害児施設支援(障害児施設医療を除く。以下同じ。)に係る利用者負担
- ③ 補装具に係る利用者負担

- ・ 利用者負担の軽減に関し、以下に留意されたい。

- ① 特別対策(平成19年4月)又は緊急措置(平成20年7月)において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象。

- ② 補足給付(特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等)については、引き続き、従前と同じ方法により算出。

※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分の額を補足給付から減らすことなどは行わない。

- ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出。

※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成。

→ 今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料化するもの。

「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。



## 26. 「障害者自立支援法」を 廃止して、 障がい者福祉制度を 抜本的に見直す

### 【政策目的】

- 障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

### 【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

### 【所要額】

400 億円程度

## 障害者自立支援法を廃止し、 新たに障がい者総合福祉法を制定

わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置します。推進本部には、障がい当事者、有識者を含む委員会を設け、政策立案段階から障がい当事者が参画するようにします。そして、障がい者施策に関するモニタリング機関の設置、障がい者差別を禁止する法制度の構築、障がい者虐待を防止する法制度の確立、政治・選挙への参加の一層の確保、司法に係る手続における支援の拡充、インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育への転換、所得の保障、移動の自由の権利保障、障がい者への医療支援の見直し、難病対策の法制化など障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革を立案します。

障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を目指します。障害者自立支援法により、利用料の負担増で障がい者の自立した生活が妨げられてしまったことから、福祉施策については、発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害なども対象として制度の谷間をなくすこと、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定します。

また、障がい者福祉予算を拡充し、中小企業を含め障がい者雇用を促進します。精神障害者を中心とした社会的入院患者の社会復帰と地域生活の実現に向けて関連法制度の整備等を進めます。

制度改革推進会議の進め方(大枠の議論のための論点表)たたき台

推進会議	分野	項目	論点等
	自立支援法	地域社会で生活する権利	1、権利規定を明文化する必要性についてどう考えるか 2、自立の概念についてどう考えるか
		障害の定義、適用範囲	1、障害の範囲についてどう考えるか
		法定サービスメニュー	1、現行規定にない社会モデルの視点に立ったサービスメニューは必要か 2、自立支援給付と地域生活支援事業の区分けは必要なのか 3、法定メニューの障害者の生活構造に沿った再編成とシンプル化についてどう考えるか 4、自己決定支援の必要性についてどう考えるか
		支給決定プロセス	1、ニーズ把握の基本的視点をどこに置くか (例えば、本人の障害の状況、本人の自己決定・選択、置かれた環境、及びそれらの相互関係) 2、障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整による支給決定プロセスのための体制構築についてどう考えるか 3、セルフマネジメント・本人中心計画と相談支援機関、ピアカウンセリング・ピアサポートの役割についてどう考えるか 4、不服の場合の異議申立手続きについてどう考えるか
		地域移行	1、重度障害者の24時間介護体制の構築についてどう考えるか 2、地域移行プログラムの法定化と期限の設定についてどう考えるか 3、地域移行支援策の法定化についてどう考えるか
		利用者負担	1、応益負担の廃止についてどう考えるか 2、負担の有無についてどのような原則と考え方をとるのか 3、新基準の設定についてどう考えるか
		医療支援	1、医療支援のあり方についてどう考えるか 2、負担問題についてどう考えるか
		その他	1、現行の障害程度区分に基づく国庫負担基準の問題についてどう考えるか 2、障害者の地域生活のための財政負担の強化についてどう考えるか 3、地域間格差をどのようになくしていくのか

# ◇ 新体系サービスへの移行について

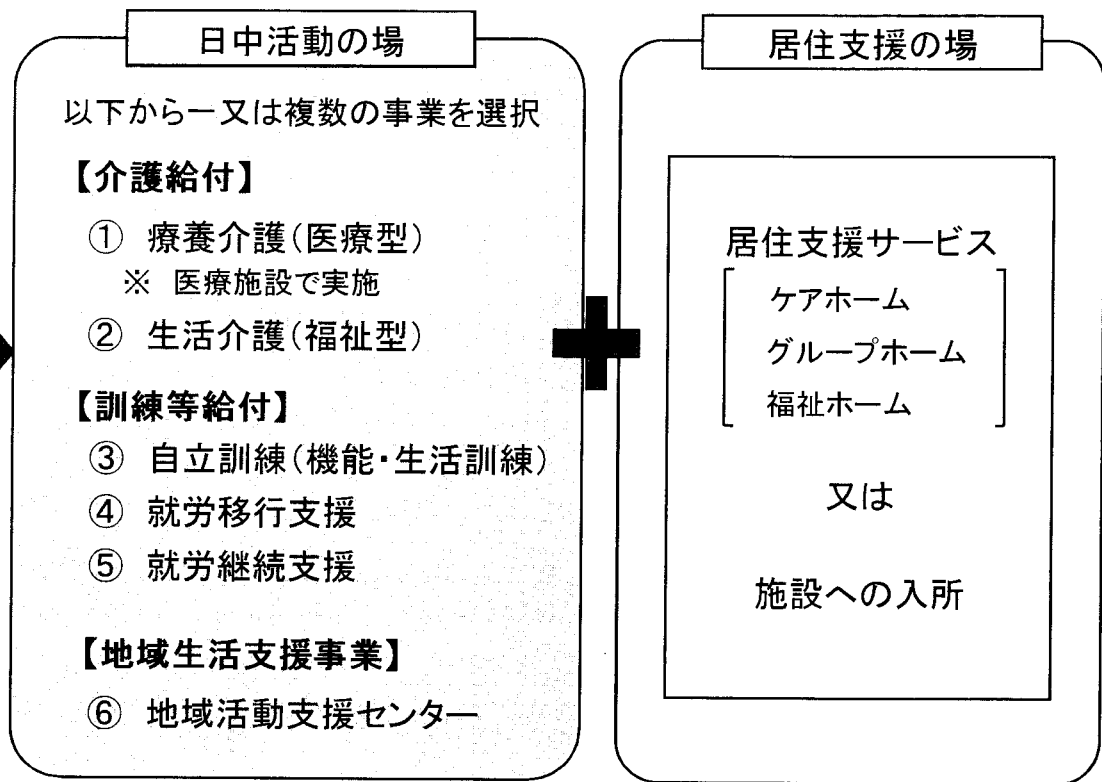
## 利用者本位のサービス体系へ再編

### <再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設  
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター  
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス



### <再編後:新体系>



※ 障害者自立支援法による旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。(移行率45%(平成21年10月1日現在))

# 障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

## 3障害一元化

身体、知的、精神障害者ばらばらのサービス  
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象
- 重複障害者なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

## 昼夜分離

24時間同一施設で生活

- 日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能  
「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

## 地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

- 地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設

## サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

- 「介護」、「訓練」、「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

# 新体系サービスへの移行状況

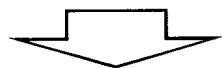
	平成18年 9月30日 指定数	平成19年				平成20年				平成21年			
		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日	
		新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率
<b>(1) 身体障害者更生援護施設等</b>													
身体障害者療護施設	503	43	8.5%	68	13.5%	101	20.1%	116	23.1%	179	35.6%	205	40.8%
身体障害者更生施設	106	15	14.2%	19	17.9%	29	27.4%	33	31.1%	49	46.2%	50	47.2%
身体障害者入所授産施設	202	20	9.9%	26	12.9%	44	21.8%	53	26.2%	73	36.1%	83	41.1%
身体障害者通所授産施設	343	70	20.4%	102	29.7%	133	38.8%	143	41.7%	178	51.9%	181	52.8%
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.1%	99	41.4%	124	51.9%	135	56.5%	175	73.2%	182	76.2%
身体障害者福祉工場	34	12	35.3%	13	38.2%	17	50.0%	15	44.1%	18	52.9%	21	61.8%
合 計	1,427	232	16.3%	327	22.9%	448	31.4%	495	34.7%	672	47.1%	722	50.6%
<b>(2) 知的障害者更生援護施設等</b>													
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.1%	107	7.4%	224	15.4%	264	18.2%	438	30.1%	496	34.1%
知的障害者入所授産施設	227	12	5.3%	18	7.9%	33	14.5%	38	16.7%	57	25.1%	68	30.0%
知的障害者通勤寮	126	6	4.8%	9	7.1%	13	10.3%	15	11.9%	23	18.3%	28	22.2%
知的障害者通所更生施設	604	93	15.4%	119	19.7%	188	31.1%	189	31.3%	270	44.7%	283	46.9%
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.1%	235	14.4%	398	24.4%	440	26.9%	651	39.8%	683	41.8%
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.2%	199	45.9%	254	58.5%	272	62.7%	314	72.4%	325	74.9%
知的障害者福祉工場	70	35	50.0%	40	57.1%	46	65.7%	49	70.0%	52	74.3%	53	75.7%
合 計	4,548	568	12.5%	727	16.0%	1,156	25.4%	1,267	27.9%	1,805	39.7%	1,936	42.6%
<b>(3) 精神障害者社会復帰施設</b>													
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.5%	29	9.9%	40	13.7%	42	14.3%	62	21.2%	66	22.5%
精神障害者入所授産施設	29	5	17.2%	6	20.7%	8	27.6%	9	31.0%	12	41.4%	13	44.8%
精神障害者通所授産施設	305	71	23.3%	87	28.5%	119	39.0%	123	40.3%	151	49.5%	157	51.5%
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.8%	138	39.8%	184	53.0%	195	56.2%	236	68.0%	255	73.5%
精神障害者福祉工場	19	6	31.6%	7	36.8%	8	42.1%	11	57.9%	13	68.4%	14	73.7%
合 計	993	208	20.9%	267	26.9%	359	36.2%	380	38.3%	474	47.7%	505	50.9%
<b>(4) 合 計</b>													
合 計	6,968	1,008	14.5%	1,321	19.0%	1,963	28.2%	2,142	30.7%	2,951	42.4%	3,163	45.4%

※「新体系移行数」及び「移行率」は、平成18年9月30日時点で指定を受けていた旧法施設等のうち、各時点の前日において新体系へ移行済の施設数及びその割合である。  
 ※厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ



## ○ 新体系サービスへの移行について

- ・ 障害のある方が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスの在り方から地域生活中心の新たなサービスへ変えていく必要がある
- ・ 地域生活への移行を進めていくためには、「昼夜分離」を進め、障害のある方の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用することが望ましい



- ・ 既に半数近くが新体系サービスへ移行(平成21年10月1日現在 移行率45.4%)
- ・ これまで様々な移行支援を実施してきており、今後も継続
  - ア 新体系サービスでは、報酬上の各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定
  - イ 移行前の報酬水準との差額の助成
  - ウ 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費等の助成 等
- ・ 衆議院予算委員会(平成22年2月15日)において、厚生労働大臣が「新体系移行を後押しして進めていく」旨、答弁

**第174回通常国会・衆・予算委員会〔平成22年2月15日(月)〕**  
**(公)高木美智代議員質疑【新体系移行関係部分を抜粋】**

(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているというところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったのではないかと深い反省に立っておりまして、今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいのでしょうか。

(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでありまして。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直すし、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。

# 新体系サービスへの移行支援策

## 1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。
  - ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）  
10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援
  - ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）  
利用者1人につき500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等
  - ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合） 90単位/日 施設入所支援
  - ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価  
定員20～40人の場合（7.5：1）527単位/日（参考）（10：1）481単位/日

## 2. 移行後の収入の保障

### ○ 従前額保障

新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

## 3. その他

### ○ 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成

助成額：2,000万円以内（1施設当たり）

### ○ 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成

基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合 5,700円（利用者1人当たり）※22年度の単価

# 移行時運営安定化事業（新体系移行促進策）について

移行時運営安定化事業については、昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合など、事業を展開していた敷地以外において新体系サービスを行う場合も移行先として扱い、従前の報酬水準を保障することにより、新体系移行の際に障害者自立支援法の施策目標である地域移行の推進を図るための地域移行促進効果も付与されていることから積極的に周知活用し、新体系移行を促進していただきたい。

事例：昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合

